

平成29年5月9日

屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について

埼玉県知事 上田 清司

平成27年2月、札幌市において経年劣化のために落下した広告板により通行人が重傷を負う事故が発生した。

屋外広告物法では屋外広告物の管理義務に関する規定があるが、具体的な安全管理に対する措置については明記されていない。

各都県市においては同法に基づく条例で補修その他必要な管理を怠らないようにし良好な状態に保持するよう定めているが、許可を要する広告物の設置者以外に対しては直接その義務を周知する機会は限られている。また、定期的な点検実施など具体的な方法までは義務付けられていない。このため、安全管理の実効性が十分に担保されていないのが現状である。

国においても、更なる安全管理の徹底について条例に盛り込むよう各地方公共団体に対応を求めている。

屋外広告物の落下等の事故を未然に防ぐため、所有者等への安全管理義務の周知徹底や専門家による点検の実施等、安全管理を強化する取組が必要となっている。

(提案)

屋外広告物について、所有者等に安全管理の実施義務があることの周知徹底、専門家による点検の実施を促進する等、安全管理の強化を図ることに九都県市が共同して取り組むことを提案する。

(検討内容の例)

屋外広告物の所有者等に対する点検実施などの安全管理義務の周知徹底
屋外広告物や建築等の業界団体と協力した点検実施などの安全管理徹底の
協力要請
専門家による屋外広告物の定期点検等を促進する方策の検討

現状と課題

屋外広告物の落下事故の発生



この位置から看板が落下
(札幌市内)

経年劣化により底が抜けた看板
(埼玉県内)



国土交通省による
広告板調査結果
(H27.4)

・全国71,542棟の調査対象物件のうち、
是正指導が必要とされたのは1,516棟
(2.1%)

屋外広告物条例(都県、政令市、中核市等が制定)

○設置者等は補修などにより良好な状態に保持するよう規定

しかし

安全管理の実効性が十分に担保されていない

×周知の機会が限定的(許可が必要な広告物の設置者のみ)

埼玉県の場合
(県条例対象地域)

- ・許可の更新時などに自主点検結果の提出を求め、点検内容を確認
- ・事業所数約15万ヶ所に対し、屋外広告物設置許可件数は1万件にとどまる

×点検実施など具体的な管理方法の規定なし

共同取組の提案

屋外広告物の安全管理の強化に共同して取り組む

【検討内容の例】

①点検実施などを所有者等に周知徹底 (共通啓発資料の作成等)

(埼玉県の取組)

- ・商店街への啓発チラシの配布
- ・指導権限を持つ市町村と屋外広告物パトロールを実施

②業界団体と連携して所有者等に要請

(埼玉県の取組)

- ・屋外広告物関係業界団体と連携して広告物の安全管理について研修会を実施

③専門知識を有する者による定期点検などを促進する方策の検討

(埼玉県の取組)

- ・具体的な点検の頻度や点検実施者についての基準作りを検討中



研修会中に
商店街で現
状確認



打音点検(イメージ)